

鹿沼駅東口整備基本設計業務委託

プロポーザル募集要綱

1 事業の趣旨・目的

鹿沼駅周辺においては、令和7年4月に市道0344号線（駅東通り）が開通したことで、駅としての交通結節点の機能向上が求められており、現在、鹿沼駅東口及び東西自由通路の整備について鉄道事業者に依頼したところである。

本業務は、それら施設と一体的に整備すべき施設・機能を検討し、整備方針を策定することに加え、各種施設の予備設計を行うことを目的とする。

なお、整備方針の検討にあたっては、既存の駅西側の機能を踏まえつつ、東口駅前広場の機能・ゾーニング、交通結節機能、景観形成、公共空間の利活用などを総合的に検討し、実現性の高い基本計画を構築することとする。

2 業務概要

- (1) 件名 鹿沼駅東口整備基本設計業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和10年9月30日まで
- (4) 提案上限額 35,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

債務負担行為に係る契約により、各年度における支払いの上限額は次のとおりとする。

令和8年度	—円
令和9年度	25,000,000 円
令和10年度	10,000,000 円

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税、都道府県税、鹿沼市税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 参加表明の日から契約候補者の特定の日までの期間に、鹿沼市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

- (7) 鹿沼市の入札参加資格のうち、「土木関係建設コンサルタント・その他」を有すること。
ただし、当該プロポーザル方式への参加申込書の提出と同時に、参加資格確認書類を提出し、当該審査の結果、参加資格を有する状態になった場合も可とする。
- (8) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく登録部門に「都市計画及び地方計画」を有する者であること。
- (9) 2016 年度以降において、栃木県または栃木県内の市町が発注した本業務と同種の業務実績を 1 件以上有していること。
- なお、同種の業務とは、次のとおりである。
- （同種業務）駅前広場の基本計画策定または基本設計業務
- (10) 配置予定技術者（照査技術者、業務主任技術者）は、技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）、R C C M（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有すること。
- なお、照査技術者と業務主任技術者は兼任できないものとする。
- (11) 本プロポーザルへの参加は、単体企業（1 者）に限るものとし、共同企業体（JV）による参加は認めない。

4 参加表明及び提案資格の確認結果の通知

- (1) 提出書類：① 参加表明書（様式第 1 号）
② 会社概要（様式第 2 号）
③ 国税の納税証明書
④ 都道府県税の納税証明書
⑤ 法人登記簿謄本
⑥ 業務受注実績調書（様式第 3 号）
⑦ 配置予定技術者の従事業務実績（様式第 4-1、4-2 号）
- (2) 提出期限：令和 8 年 1 1 月 2 0 日 1 7 時（必着）
- (3) 提出方法：持参、郵送、F A X 又は電子メールにより事務局に提出
- (4) 結果通知：令和 8 年 1 1 月 2 7 日発送（参加表明者全員に書面で行う）

5 募集要項等の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和 8 年 1 1 月 4 日 1 7 時（必着）
- (2) 質問方法：持参、郵送、F A X 又は電子メールにより事務局に提出
- (3) 回答日時：令和 8 年 1 1 月 1 3 日
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。

6 企画提案書の作成方法

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書 10 部（任意様式）
- （ア）本要綱における審査基準の内容に沿って、以下の項目について記載すること。

- ・実施方針
- ・実施スケジュール
- ・提案テーマ
- ・実施体制及び業務実績

(イ) 企画提案書は、A 4 縦、横書き、左綴じとし、表紙に「鹿沼駅東口整備基本設計策定業務委託企画提案書」と表記し、会社名については表記しないこと。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(ウ) 企画提案書の頁数は、表紙を除き、A 4 判換算で 10 頁以内とする。なお、配置・動線計画図、景観イメージ図又は全体工程表等の図表を掲載する場合に限り、提案者の判断により A 3 判（横向き、A 4 判サイズに折り込み）を用いることができるものとし、この場合にあっては、A 3 判 1 枚を A 4 判 2 頁分として換算する。

(エ) 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の提案書の差し替え又は再提出は認めない。

イ 見積書（総額及び内訳の記載があるもの）

(2) 提出期限：令和 8 年 12 月 7 日 17 時（必着）

(3) 提出方法：持参又は郵送により事務局に提出

(4) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

7 審査方法

(1) 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、鹿沼駅東口整備基本設計策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査及び評価を実施することにより、契約候補者を選定する。

(2) 審査は、事業者から提出された提案書及びプレゼンテーションにより行う。ただし、審査委員会が本プロポーザルの参加表明者が多数であると認める場合は、提出された書類による第 1 次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことができる。なお、詳細は別途通知する。

(3) プレゼンテーションは令和 8 年 12 月 14 日午後に実施する。

(4) プレゼンテーションの出席者は 5 人以内とし、この業務を担当する予定の照査技術者 1 人及び業務主任技術者 1 人は必ず出席すること。

(5) プレゼンテーションの実施時間は、提案する各事業者につき、提案の説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

(6) プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うものとし、追加資料の配付及び投影は認めない。なお、実施時間、場所及び機器の取り扱い等の詳細については、別途通知する。

(7) プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

(8) 審査基準に基づき、委員会が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて審査し、最も優れた提案を行った事業者を選定する。

8 審査基準

評価点の計算は、配点×評価係数とする。※評価係数 A:1.0 B:0.8 C:0.6 D:0.4 E:0.2

審査項目	内容・審査の視点	配点
企画提案力	① 実施方針等について 重視する検討事項や、JR 東日本が実施している東西自由通路整備事業の調査設計を想定した、適切な実施手順に基づく工程計画となっているか。	10
	② 提案テーマⅠ：「交通結節機能の検討について」 〔内容〕 既存の駅西側の機能と周辺道路を含めた交通ネットワークを一体的に捉え、<u>“交通結節機能の強化”として必要となる施設及び動線についての提案</u>すること。（なお提案資料内に、テーマⅠ、Ⅱの提案内容を踏まえたうえでの想定される整備費を記載すること。） また、これらの検討を行うにあたり必要となる、<u>将来における交通施設需要の分析手法、その結果を計画に反映させるためのプロセス及び考え方</u>について提案すること。 〔審査の視点〕 ・“交通結節機能の強化”として必要となる施設及び動線となっているか。 ・将来における交通施設需要を適切に行える分析手法となっているか。 ・分析結果を計画に反映させるための適切なプロセス及び考え方となっているか。	30
	③ 提案テーマⅡ：「景観形成の検討及び表現手法について」 〔内容〕 駅前広場をはじめとした景観形成について、<u>周辺景観との調和がとれた、鹿沼市の玄関口として魅力向上に寄与する景観イメージについて提案</u>すること。 〔審査の視点〕 ・周辺景観との調和がとれた、魅力向上に寄与する景観イメージとなっているか。 ・“鹿沼市らしさ”を加味した検討を行っているか。 ・関係者への共有及び比較検討にあたって効果的かつ伝わりやすいイメージ図の表現手法となっているか。	30
実施体制	○業務を的確に実施できる体制が整っているか。 ・配置を予定している照査技術者及び業務主任技術者の同種の業務実績件数（栃木県または栃木県内の市町が発注したもの）により評価する。 ※同種業務：駅前広場の基本計画策定または基本設計業務	15
プレゼンテーション	○プレゼンテーションの説明内容は論理的で説得力があるか。 ○質疑において明解な回答がなされたか。	5
見積額	○見積書合計価格を基に、下記の式により算出する。 点数=10点×（最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額） ※小数点以下切り捨て	10
合計		100

9 契約候補者特定方法

各委員の審査項目ごとの評価点数を平均し（小数点以下切り捨て）、その平均点を合計した点数をその事業者の総合点とする。

(1) 以下の者は失格とする

ア 総合点数が 60 点未満であった者

イ 評価項目のうち、「企画提案力」の合計が 30 点未満であった者

(2) 失格者を除く参加者のうち、最も総合点が高かった者を契約候補者とする。

(3) 総合点が同点の者が 2 人以上いるときは、価格提案の最も安価な者を候補者とし、価格が同額であるときは、当該業者から価格のみを再提案させ、金額が最も安価の者を候補者とする。

(4) 第 1 位の契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の候補者を契約候補者とする。

10 失格とする要件

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(3) 他の参加者と提案の内容などについて相談した場合

(4) その他、審査に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) あらかじめ提示した提案上限額以上の見積額を提示した場合

(6) 提出期限後に関係書類を提出した場合

(7) 参加資格の審査後に要件を満たさないことが明らかとなった場合

11 審査結果の通知及び公表

(1) 結果通知

参加者全員に、選定・非選定の別及び当該事業者の総合点数について記載した書面により通知するとともに、次の事項を市ホームページに掲載して公表する。

ア 契約候補者名及び総合点数

イ 提案金額（税込み）

ウ 全参加者の総合点数及び失格の状況（参加者名は非公表）

(2) 結果公表日

令和 8 年 1 2 月 2 1 日

個別の通知は、公表日以降に郵送する。

12 日程

(1) 公募開始	令和8年10月21日
(2) 質問書提出期限	令和8年11月 4日
(3) 質問への回答	令和8年11月13日
(4) 参加表明書提出期限	令和8年11月20日
(5) 参加資格確認結果の通知	令和8年11月27日
(6) 企画提案書提出期限	令和8年12月 7日
(7) プレゼンテーション実施日	令和8年12月14日 午後
(8) 結果公表	令和8年12月21日
(9) 契約予定日	令和8年12月25日

13 契約の締結

- (1) 契約締結にあたっては、契約候補者と業務等の内容や経費等について協議し、金額を確定させることとする。ただし、提案見積額を超える額での契約は認めない。
- (2) 契約候補者がやむを得ない事情により契約を辞退する場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 契約候補者が辞退した場合又は協議が整わなかった場合は、次点の者と協議を行うことがある。
- (4) 契約書の作成を必須とし、契約保証金は免除する。

14 事務局(書類提出先)

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
鹿沼市 都市建設部 都市整備課 道路整備係
電話番号 0289-63-2212
FAX番号 0289-63-2274
メールアドレス doboku@city.kanuma.lg.jp

15 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション、契約締結等に係る費用は、契約候補者としての選定有無にかかわらず、応募事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却は行わない。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、本プロポーザルにおける契約相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、鹿沼市情報公開条例に基づき取り扱う。
- (4) 本事業は、令和8年度12月補正予算が可決されないときは、契約を締結しない。なお、契約を締結しないことにより生じた損害については、一切補償しないものとする。